町政を問う!

般

質

なお、質問と答弁は要約してあります。理事者の方針をただしました。18項目にわたって12月定例会では8人の議員が一般質問にた

条例の制定・一部改正

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

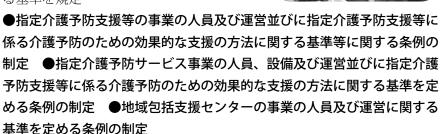
小規模保育事業などを市町村認可事業とし、多様な保育の中から利用者 が選択できる仕組みを規定

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

事業者が教育・保育にかかる給付を受けるための、利用定員、管理運営 に関する基準を規定

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正により、放課後児童健 全育成事業の設備や職員などの運営に関す る基準を規定



介護保険法の改正により、市町村の条例で指定介護予防支援及び地域包 括支援センターに関する基準を規定

●水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定

上水道事業に簡易水道事業を統合し、下水道事業についても公営企業法 を適用するため、事業の設置等を規定

- ●野外スポーツ施設設置条例の一部改正 ●都市公園等条例の一部改正 パークゴルフ場使用料無料化の改正(平成27年4月から)
- ●きずな園設置及び管理条例の一部改正 児童福祉法の改正により、引用する法令の条項の改正
- ●町営公衆浴場条例の一部改正 北海道公衆浴場入浴料の統制額に合わせた料金改定 (12歳以上420円→440円)
- ●水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例の一部改正

簡易水道事業の統合廃止による、簡易水道事業に関する条文の改正

●上水道事業給水条例の一部改正

上水道事業に簡易水道事業を統合するため、題名の改正と新たな給水装置の負担金規定の追加

●公共下水道条例の一部改正 ●農業集落排水条例の一部改正

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定により、下水道事業、農業集落排水事業の設置及び排水区域の条文の改正

●国民健康保険条例の一部改正

産科医療補償制度の見直し(加算上限額3万円→1万6千円)に伴う、出産育児一時金の支給総額維持に向けた改正(39万円→40万4千円)